

別紙 1

仕 様 書

1 件 名

山陽終末処理場給水ユニットNo.3 ポンプ修繕

2 実施場所

下関市乃木浜二丁目 2192 番地

3 履行期限

令和 8 年 3 月 13 日

4 内 容

ポンプベース及び配管取替修繕 1 式

(1) ポンプベース及び基礎修繕（既設部品等処分含む。）

ア 既設基礎はつり、撤去、搬出 1 式

イ 新規ポンプベース（GMN-CH 100×2-611 用）
搬入、取付 1 式

ウ 既設アンカーボルト撤去 1 式

エ グラウト打設 1 式

オ 基礎モルタル補修 1 式

カ 修繕箇所については現場調査を行い、発注者との打ち合わせにより決めること。

キ 取替部品については既設部品専用のものとする。

ク 修繕箇所については別図 1～3 に示すものとする。

ケ 既設機器参考図については、別図 4 に示すものとする。

(2) 配管及び仕切弁の取替修繕（既設部品等処分含む。）

ア 仕切弁（10K 薄型フランジ 100A） 1 台

イ 吸込み側配管（短管エルボ 100A） 1 式

ウ 配管接続 1 式

エ 取替部品については現場調査を行い、発注者との打ち合わせにより決めること。

せにより決めること。

オ 既設部品と同等のものとする。

カ 修繕箇所については別図 1～3 に示すものとする。

(3) 既設仕様

ポンプ型式 GMN-CH 100×2-611

5 提出書類

(1) 写真（施工前・施工中・完成が確認できるもの） 1 部

(2) 完了届（以下の項目について記載されたもの） 1 部

ア 件名

イ 実施場所

ウ 内容

エ 契約金額

オ 完了年月日

(3) その他発注者が指示するもの 1 式

6 安全衛生

現場の状況に応じた適切な機材、保護具等を選定し、安全衛生管理に努めること。

7 注意事項

(1) 関係各種法令を厳守し、安全対策を万全に期すること。

(2) 処理場の運転に支障を与えないこと。

(3) 本修繕の実施に際しては、あらかじめ発注者と事前に十分な打合わせを行うこと。

(4) 本修繕に必要な工具機材は、受注者の負担とする。

(5) 本修繕で発見された不具合（劣化、損傷、汚損等）が原因で、対象設備が本来の機能、性能を発揮しないおそれがある場合や、正常な機能、性能の発揮の維持が困難と判断された場合、ただちに発注者へ報告するとともに、その対応について協議すること。

- (6) 実施にあたり施設に損傷を与えた場合は、受注者の責任においてこれを補修すること。
- (7) 現場工程は、発注者との打ち合わせにより決めること。
- (8) 作業に必要な軽微な電源（ＡＣ１００Ｖ）及び上水については、棟屋内のコンセント及び近隣の散水栓より支給するが、効率的に作業を行いその使用は最小限にすること。
- (9) 撤去材については、受注者にて適切に処理を行うこと。
- (10) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合、双方協議の上、定めるものとする。